

「粗大ごみ収集」を実施しています

～高齢者・障がい者等の方のご家庭を訪問して収集します～

高齢者及び障がい者福祉の向上のため、粗大ごみを処分することが困難な高齢者や障がい者のご家庭を訪問し、粗大ごみを収集する「粗大ごみかけつけ隊」を実施しています。

1 対象者

三木市に住民票があり、市内に居住している世帯で、次の①と②のいずれにも該当する方のみで構成される世帯であること。

- ① 粗大ごみを自ら清掃センターに搬入することが困難であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ・おおむね 65 歳以上の方。
 - ・40 歳以上で介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方。
 - ・身体障害者福祉法の身体障害者手帳の交付を受けている方。
 - ・療育手帳の交付を受けている方。
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
 - ・障害者総合支援法の障害支援区分の認定を受けている方。

2 内容

対象となる粗大ごみは、『三木市ごみなんでも帳』の分別区分で収集困難ごみ(大型家具、ソファ等)に該当するもの。なお、建物内からの搬出は、申請者または代理人で行ってください。収集作業員は行いません。

また、対象外品目、重量基準等があります。詳細はお問い合わせください。

〈ご注意〉引っ越しごみやリフォームに伴うもの、一時多量ごみは対象外となります！

3 申請手続き

利用申請書を、環境課(清掃センター)または環境政策課(市役所 2 階)へ提出して下さい。申請書は、市のホームページ、清掃センター、環境政策課に備えています。

4 問い合わせ先

三木市市民生活部環境課(三木市清掃センター)
月曜日～金曜日(年末年始を除く)
午前8:00～午後4:30
電話:83-2608



ご注意

- ・世帯全員が対象者(高齢者等)に該当しない場合は利用できません
- ・粗大対象ごみ以外は収集できません(長さ1m以上等、基準があります)
- ・建物外への搬出は申請者(代理者)で行ってください

三木市粗大ごみ戸別収集利用申請書兼確認書

記入要領

申請日

令和5年4月3日

三木市

現に居住し、三木市に住民票がある方の住所と氏名を記入
(申請者住所以外の収集はできません)

住所 三木市加佐 1199
氏名 清掃 太郎

電話番号 83-2608

代筆者氏名及び続柄 印

代筆者が記入する場合は、代筆者の氏名、続柄、代筆者の捺印が必要。

三木 花子印 (長女)

三木市粗大ごみ戸別収集実施要綱第4条第1項の規定に基づき、粗大ごみの戸別収集を申請いたします。

申請者氏名及び生年月日	氏名 清掃 太郎 昭和20年4月1日生(78歳)		
家族の状況等	世帯構成		
	氏名	清掃 友子	年齢
対象要件 (該当する要件を○で囲んでください。)	(対象者) 高齢者・要介護(要支援)・障害者		
申請理由	自己搬入できないため		
緊急連絡先	氏名		
	①	三木 花子	090-0000-xxxx
収集日時	令和5年4月25日 10時		
収集品目	※粗大ごみ以外の収集は、対応品目 タンス、3人掛けソファ		

世帯全員の氏名と年齢
(3名以上の場合は欄外等に記載してください)

代筆者の方。また、申請者とは別に連絡が必要な場合は記入。

希望日時があれば記入してください
(収集は、申請書受理後、2週間程度先になります。)

《粗大対象ごみ(収集品目基準)》

- ① 長さ:1m以上(1辺)
- ② 重量:50kg未満(1対象物につき)
- ③ 数量:5点程度(1回につき)
- ④ 利用回数:2回迄(年度内)

※詳細は環境課にお問い合わせください

同意書

用するにあたり、市が粗大ごみの収集
て、住民票

申請者の氏名を記入してください

氏名 清掃 太郎